

令和 8 年度高知県みなし健診活用勸奨委託業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度高知県みなし健診活用勸奨委託業務

2 趣旨

市町村国保の特定健診実施率については、医療費適正化の取組や保険者努力支援制度の評価項目として重要な位置づけとなっているところであるが、本県の特定健診実施率は令和 6 年度で 38.1%となっており、目標値 60%に遠く及ばない状況となっている。

本県の市町村国保においては、例年 10 月から 12 月の 3 回にかけて高知県国民健康保険団体連合会より市町村へ提供される特定健診の情報提供事業（みなし健診）に係る対象者リストを活用し、実施率向上に努めているところであるが、本業務は市町村に代わり、高知県（委託者）により広域的に市町村国保のみなし健診対象者に対する活用勸奨を行うものであり、これらについて、みなし健診事業に精通した事業者に対し業務委託を行うものである。

なお、当該事業には県内全市町村が参加するものではなく、委託者が実施する市町村への事業参加意向調査により参加市町村が決定することとなる。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、期間内に事業目的を達成できる場合に、期間を短縮することを妨げるものではない。

4 委託業務内容（概要）

- (1) 勸奨資材の作成業務
- (2) 勸奨資材を封入する封筒の作成業務
- (3) 勸奨資材の封筒への封入及び対象者への発送業務

5 委託業務内容（詳細）

- (1) 勸奨資材の作成業務について

①仕様：A 4 両面印刷、4 C

②勸奨資材の内容については、国保被保険者に対してみなし健診を促す文章のサンプルを委託者から受託者に提供する予定であるが、全体の特定健診実施率向上に寄与できるよう、ナッジ理論等を活用した、対象者の目に留まりやすいデザインで提案及び作成を行うこと。また、デザインの提案にあたっては 2 種以上の提案を行うこと。

③下記 (2) の窓付き封筒を用いて発送ができるよう、勸奨資材ごとに郵便番号、住所、カナ氏名を記載すること。また、資材の内容には、市町村名、医療機関名も記載し、問い合わせ先は各市町村と高知県の連名とすること（情報は委託者から提供）。

④作成にあたっては、委託者と十分協議を行うこと。

⑤必要に応じて校正作業を行うこと。また、勸奨資材のデザインについては参加市町村への事前の共有を予定している。

(案)

(2) 勸奨資材を封入する封筒の作成業務について

- ①仕様：カラー・長3二つ窓封筒、印字はスミ1C
- ②全体の特定健診実施率向上に寄与できるよう、ナッジ理論等を活用した、対象者の目に留まりやすいデザインで提案及び作成を行うこと。また、デザインの提案にあたっては2種以上の提案を行うこと。
- ③作成にあたっては、委託者と十分協議を行うこと。
- ④必要に応じて校正作業を行うこと。また、封筒のデザインについては参加市町村への事前の共有を予定している。
- ⑤上記(1)の勸奨資材を封入できる仕様とし、封筒窓から、送付先住所、対象者カナ氏名、市町村名及び県名が確認できること。

(3) 勸奨資材の封筒への封入及び対象者への発送業務について

- ①上記(1)で作成した勸奨資材について、(2)で作成した封筒への封入作業を行うこと。
- ②勸奨資材に加えて、委託者からデータ提供を行う「特定健康診査情報提供書(A4、1C)」を両面印刷のうえ、同封すること。
- ③特定健康診査情報提供書については、対象者ごとに保険者番号及び保険者名を記載すること(別添の参考参照)。
- ④封入にあたっては、勸奨資材等を三つ折りにするなどして封入を行い、みなし健診対象者へ発送までを行うこと。これらに係る費用は受託者負担とする。
- ⑤発送対象者については、委託者から受託者へ提供することとし、事前に委託者から全市町村へ実施希望アンケートを行い、希望のあった市町村の対象者に対し送付を行う。
- ⑥発送にあたっては、市町村が希望する対象時期(10月分、11月分及び12月分)に応じ対象者へ発送を行うこととし、対象者リストの提供後速やかに発送を行うこと。
- ⑦市町村の希望によっては、勸奨資材一式を一括して市町村へ納品することや、発送時期の調整が発生することが考えられるため、柔軟な対応を行うこと。
- ⑧個人情報の取り扱いについては十分に配慮すること。

6 見積額の積算にあたっての留意点

- (1) 当該入札における勸奨資材の印刷部数、封筒の印刷部数についてはそれぞれ3,500部とする。
- (2) 当該入札における勸奨資材等の封入件数及び発送件数についてはそれぞれ、対象者への直接送付として2,500件とする。
- (3) おおよその全体の印刷部数及び件数については、委託者により事前に県内全市町村に対し事業参加の意向調査を行い、昨年度の市町村別の発送実績等を考慮したうえで、1回目の対象者リスト提供までに委託者より受託者へ情報提供することとする。
- (4) 勸奨資材の印刷にあたっては、上記5(1)のとおり、個別に可変部分が発生することを考慮すること(可変部分：郵便番号、住所、カナ氏名、問い合わせ先市町村名、連絡先及び医療機関名)。
- (5) 下記7のとおり、勸奨資材の印刷及び発送にあたっては、市町村が任意で指定することとなる10月分から12月分の3回に分かれることを考慮すること。

(案)

(6) 対象者リスト（勸奨資材の可変部分に相当）については、3回の発送に合わせそれぞれ委託者から受託者へ事前に提供することを考慮すること。

7 スケジュール（予定）

6月	市町村への事業参加意向調査（委託者実施）
7月～9月	勸奨資材及び封筒の作成（委託者との協議含む）
9月頃	勸奨資材デザインの市町村への共有（委託者実施）
9月末	参加市町村確定、おおよその印刷部数確定
10月末	対象者リスト1回目提供（委託者→受託者） →印刷、封入、発送（11月末頃）
11月末	対象者リスト2回目提供（委託者→受託者） →印刷、封入、発送（12月末頃）
12月末	対象者リスト3回目提供（委託者→受託者） →印刷、封入、発送（1月末頃）

8 成果品及び報告書の提出について

受託者は、5委託業務内容（詳細）の（1）から（3）について、それぞれについて本業務の目的に沿って成果品及び報告書を作成し、まとめて委託者へ令和9年3月末までに提出し報告を行うこと。

（1）4の（1）及び（2）関係

①勸奨資材の入稿データ（イラストレーター作成の場合は、アウトライン前及び後のものなど編集加工が可能な状態）の提出。

②上記①については、委託者へ提供し、データ所有権は委託者に帰属するものとする。

（2）4の（3）関係

今後の当該事業の参考となるよう、印刷数、市町村別送付数、市町村別発送時期等を明確化した送付実績報告書の提出。

9 成果品の帰属について

（1）成果品の著作権は委託者に帰属することとし、委託業務の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。以下同じ。）は、成果品の引き渡しの時をもって受託者から委託者に移転するものとする。

（2）受託者は、委託者に対し、次の次号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。

①成果品の内容を公表すること。

②成果品を利用して委託者の業務を実施すること。

③前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

（3）委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

(案)

(4) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果品が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証すること。

10 その他

(1) 本業務の実施にあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) この仕様書に関する疑義及びこの仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者において別途協議のうえ対応すること。

(3) 事業の遂行にあたり、市町村等との協議や調整が発生した場合は、委託者へ連絡のうえ、行うこと。

(4) 本事業は、厚生労働省の「保険者努力支援制度交付金（事業費・事業費連動分）都道府県国保ヘルスアップ支援事業」の令和8年度要綱・要領に基づき実施する。

